

---

令和3年度開始  
市立砺波総合病院  
歯科臨床研修プログラム

---



市立砺波総合病院

# 臨床研修の概要

## I. はじめに

当病院における卒後研修は、一般歯科医療において必要な基本的知識と技能を修得するとともに、歯科臨床における歯科医師と患者、歯科医師と他の医療従事者との人間関係のあり方、医の倫理についてさらに理解を深め、総合的な視野に立ち、真に1国民の期待に充分応えうる全人的な質の高い歯科医師の基礎の形成を目標としている。

## II. プログラムの特色

歯科口腔外科において基本的研修を行ない、入院・手術患者に対しても適切にインフォームド・コンセントと管理を実施する。歯科診療を適切に行なうために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

## III. 一般研修目標

次に掲げる知識・技能および態度の項目の基礎を身につける。

1. 歯科の健康上の不安や生涯を的確に排除ないし緩解するうえで、すべての臨床歯科医に求められる知識と技能
2. 自ら行った処置を評価する技能を身につけるとともに、自ら行った処置の予後について予測ができる能力
3. 専門的分野における自己の能力の限界を知り、適切な病院・施設に紹介するなど、的確な処置を行える能力とともに、常に研修意欲をもつ態度
4. 患者のもつ身体的・精神的・社会的問題を全人的に捉えて適切に対応し、かつ指導・助言できる能力
5. 患者に対して十分な説明を行い、同意を得られること。
6. 救急を要する患者ならびに歯科診療上の偶発的な事態に適切に対処できる知識と技能
7. 他の医療メンバーや行政と協調して、保健・医療・福祉にわたる総合的な調整ができる能力

## IV. 到達目標

「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることとする。

「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することとする。

なお、本プログラムの修了者で希望する者には「基本習得コース」のより高度な習得を目指す、2年次コースの選択も可能である。

## V. 研修形態

### 1. 研修期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### 2. 研修カリキュラム

歯科口腔外科外来と手術室での総合診療と口腔外科研修ならびに歯科麻酔研修がカリキュラムに従って行われる。

### (研修カリキュラムの概要)

当病院歯科口腔外科外来で一般の歯科診療に必要とされる知識および基礎を十分に習得する。卒前教育の知識・技能の整理と、必要に応じてその補足を行う。また、手術室においては、

口腔外科ならびに歯科麻酔研修を行う。

臨床研修においては、患者への対応、問診・既往症・現症の取り方、資料の採取法、臨床診断および治療計画の立案について学び実践する。

### 3. 到達目標の臨床研修を行なう分野及び研修施設ごとの研修期間

研修を行なう分野		研修分野ごとの施設
「基本習熟コース」	1-1 医療面接	市立砺波総合病院
	1-2 総合診療計画	市立砺波総合病院
	1-3 予防・治療基本技術	市立砺波総合病院
	1-4 応急処置	市立砺波総合病院
	1-5 高頻度治療	市立砺波総合病院
	1-6 医療管理・地域医療	市立砺波総合病院 砺波市健康センター
「基本習得コース」	2-1 救急処置	市立砺波総合病院
	2-2 医療安全・感染予防	市立砺波総合病院
	2-3 経過評価管理	市立砺波総合病院
	2-4 予防・治療技術	市立砺波総合病院
	2-5 医療管理	市立砺波総合病院
	2-6 地域医療	市立砺波総合病院 砺波市健康センター

市立砺波総合病院での研修期間は原則1年間とするが、地域医療研修は1ヶ月を超えない範囲で市立砺波総合病院または隣接する砺波市健康センターで行う。

## VI. 研修指導体制

研修プログラム責任者：歯科口腔外科部長 由良 晋也

常勤歯科医師：3名（うち臨床研修指導歯科医1名）

※指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。

その他スタッフ：歯科衛生士 3名、看護師 6名

研修協力施設：砺波市健康センター 研修実施責任者 所長 中田 実

研修指導者 //

## VII. 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

募集定員：1名

募集方法：当院ホームページに掲載

採用方法：書類審査、筆記試験及び面接で選考する。

## VIII. 研修歯科医の処遇

身分：フルタイム会計年度任用職員（但し、歯科医師免許取得後）

給与：月額442,768円（宿日直なし、時間外手当あり）

※上記給与月額は現行基準によるものであり、変更の可能性あり

各種手当：通勤手当は職員に準じて支給する

賞与：期末手当あり（6月、12月）

勤務時間：原則として、土日、祝日、年末年始の休日を除く8時30分から17時15分

休 暇：有給休暇20日間、夏季特別休暇5日間、その他特別休暇あり

社会保険：全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金、雇用保険

健康管理：年2回の健康診断

宿 舎：固定の宿舎なし、住居手当なし

(市内不動産業者の物件を本人が決め、病院が不動産業者と契約します。敷金(上限21万円)、礼金・仲介手数料(全額)を病院が負担します。)

院内個室：個室ではないが、医局内に個人デスクあり

歯科医師賠償責任保険：病院で加入

学会・研究会等への参加：年1回のみ当院規定に基づく費用支給あり

## 具体的な研修の内容

当病院での研修は基本的に次に示すような3つの柱で構成されている。

1. 歯科口腔外科研修(歯科口腔外科外来、手術室、病棟)・・・月から金。
2. 歯科麻酔研修(手術室)・・・水、木。
3. 地域医療研修(病棟、砺波市健康センター)

土日の病棟での術後患者管理研修も必要に応じて加わる。

砺波市健康センターでの研修期間は1ヶ月未満とし、高齢者の口腔ケア、成人への口腔にかかわる健康指導、乳幼児歯科検診などを行う。

### 1. 歯科口腔外科研修

以下の項目を実施することを目標とする。

#### 1) 研修目標

##### ◇口腔外科診療・口腔内科診療

(1) 以下の基本的診察法を実施し、所見が理解でき、適切な医療面接を行う。

- 問診(患者の主訴、現病歴、全身既往歴、局所の既往歴、家族歴など)
- 全身の観察(バイタルサインのチェック、常用薬剤のチェックなど)
- 口腔外診査(視診、触診、打診、開口度の診査、顎関節の診査など)
- 口腔内診査(視診、触診、打診、歯列・咬合の診査など)
- 習癖・嗜好(日常生活上:例えば飲食品では酒、タバコ、コーヒーなど)の診査
- インフォームド・コンセント

(2) 診査・診断および治療計画の立案

- 問診、視診、触診、エックス線診査、研究用模型などによる診査をもとに一口腔単定期的管理計画を含む総合的な治療計画を立案する。
- 必要に応じ、専門医等へのコンサルテーションと情報提供を行う。

(3) 基本的治療法・予防法について、手技の適応を判断し、実施できる。

- 口腔外科処置(歯の脱臼処置、粘膜・骨膜切開、粘膜・骨膜弁作成、歯の分割、骨の削除、止血処置、縫合法、抜糸、抜歯窩治癒不全処置、排膿処置など)
- 局所麻酔法(塗布麻酔法、浸潤麻酔法、伝達麻酔法)
- 顎関節症に対する治療

(4) 以下のチーム医療を理解し、必要に応じて実施できる。

- 専門医・専門歯科医、かかりつけ医・かかりつけ歯科医へのコンサルテーション

- 他科・他施設への患者の医療情報提供
  - 医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士、放射線技師などとのチーム医療（各疾患治療、ケアにおける相互教育）
- (5) 以下の医療記録を適切に作成し、管理できる。
- 診療録
  - 処方箋
  - 検査指示書
  - 医療情報提供書
- (6) 医療における以下の社会的側面の重要性を認識し、適切に対応できる。
- 個人情報管理（守秘義務）
- (7) 経験すべき症状あるいは病態  
以下の疾患あるいは病態に対する処置を経験する。
- 膿瘍
  - 口腔粘膜の異常（歯肉の腫脹、出血など）
  - 顎関節、顎筋の異常（開口障害、疼痛、関節雑音など）
- (8) 病棟における患者管理（入院時診察、オーダ、検査、退院時診察）
- (9) 以下の基本的検査法を実施、指示、あるいはその結果が理解できる。
- 歯髄検査（エックス線検査、電気歯髄検査など）
  - 血液検査（抹消血検査、血液生化学検査、感染症に関する検査、細菌学的検査など）
  - 止血機能検査（止血検査、凝固系検査）
  - 循環機能検査（血圧測定、心電図検査など）
  - 顎顔面および口腔内写真の撮影
  - 金属アレルギー検査
- (10) 以下の基本的治療法について、手技の適応を判断し、実施できる。
- 滅菌法、消毒法
  - 注射法（皮下注射、静脈注射、皮内注射）
- (11) 以下の救急処置法を適切に行い、必要に応じて専門医に診察を依頼することができる。
- 歯科治療時の全身的合併症とその処置法（神経性ショック、過換気症候群、アナフィラキシーショックなど）
  - 感染対策としての医療事故への対処法
  - 誤嚥に対する処置
- (12) 以下の項目を経験し、患者・家族と良好な人間関係が確立できる。
- 高齢者に対する歯科治療
  - 全身疾患を有する患者（易感染者を含む）に対する歯科治療
  - 歯科心身症や歯科恐怖症患者に対する歯科治療
  - 感染症を有する患者への対応
  - 患者の療養生活指導ならびに栄養指導
- (13) 以下の医療記録を適切に作成し、管理できる。
- 診断書および死亡診断書
  - 継続療養証明書
- (14) 医療における以下の社会的側面の重要性を認識し、適切に対応できる。
- 医療事故（医療過誤、院内感染）
- (15) 経験すべき症状あるいは病態  
以下の疾患、症状あるいは病態に対する処置を経験する。

- 急性発作を伴う辺縁性歯周炎
- 急性発作を伴う根尖性歯周炎
- 歯冠破折
- 歯根破折
- 歯の脱臼
- 外傷性出血（口腔内、顔面）
- 歯槽骨骨折
- 顎顔面骨折
- 顎関節脱臼
- その他の口腔軟組織の異常（口底、頬、顎下部、舌などの腫脹、疼痛など）
- 顔面領域の異常（腫脹、疼痛、先天性異常など）
- 摂食・嚥下・構音障害
- 顎変形症
- 悪性腫瘍
- 末梢神経障害
- 口腔心身症
- 口臭症

(16) 歯科放射線

- エックス線検査（口内撮影法、口外撮影法）
- C T 検査
- MRI 検査
- USG 検査

2) 修了判定の評価基準

◇口腔外科診療

1. 顎骨内嚢胞摘出術（必須 3 例以上）表、手術所見 3 例
2. 歯根端切除術（必須 3 例以上）表、手術所見 3 例
3. 他の手術（必須 5 例以上）表、手術所見 5 例
4. 鎮静方法下での口腔外科手術管理（必須 5 例）
5. 病棟患者の術後管理（必須 10 例）・・・退院時サマリーの記載

◇歯科放射線

- (1) デンタルエックス線撮影枚数
- (2) 口外撮影法のレポート枚数
- (3) C T 読影件数

上記についてレポート内容に基づきプログラム責任者が評価を行う。

2. 歯科麻酔研修

1) 歯科麻酔

- 全身疾患を有するなど通常的手段で歯科治療が困難な患者への対応の基礎を学ぶ。
- バイタルサインの見方・評価法についてその知識を学び、救急処置の基礎を實踐できるよ

うにする。

- 術前評価法の基礎習得
- 各種モニタリングの手法および手技の基礎習得
- 気道確保の基本的な手技習得
- 全身麻酔法および精神鎮静法に関する知識および手技の基礎習得
- 循環作動薬など各種救急薬品の使用に関する基礎習得
- 全身麻酔の導入、維持、覚醒

## 2) 修了判定の評価基準

麻酔チャートの記載を的確に行い、チャートをコピーし、患者ファイルに保管する。また、麻酔管理上での問題点があれば、記載しておく。

必須症例数は20例で、症例が集まった時点で、麻酔科部長とプログラム責任者が評価を行う。

## 3. 地域医療研修

市立砺波総合病院病棟又は砺波市健康センターに出向し、以下の項目の実施を目標とする。

### 1) 研修目標

#### (1) 高齢者・乳幼児歯科健診、指導

- 地域の高齢者施設・幼稚園等への訪問を通じ、歯科健診・指導業務を実践する。

### 2) 修了判定の評価基準

高齢者・乳幼児歯科健診の人数、内容をレポートし、そのレポート内容に基づきプログラム責任者が評価を行う。

## I. 《基本習熟コースの研修》

### [一般目標]

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

### (1) 医療面接

#### 【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

#### 【行動目標】

到達目標	研修内容	必要な症例数
①コミュニケーションスキルを実践する。	上級歯科医・指導歯科医の指導・監督の下で、患者の医療面接を行う。聴取した内容を病歴に記載する。	10
②病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。		
③病歴を正確に記録する。		
④患者の心理・社会的背景に配慮する。		
⑤患者・家族に必要な情報を十分に提供する。		
⑥患者の自己決定を尊重する。（インフォームドコンセントの構築）		
⑦患者のプライバシーを守る。		
⑧患者の心身におけるQOL（Quality of Life）に配慮する。		
⑨患者教育と治療への動機付けを行う。		

#### 【研修歯科医の指導体制】

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで患者の医療面接を行う。

#### 【症例数の数え方】

①～⑨までの行動目標が過不足なく含まれるものを1症例として数える。

#### 【修了判定の評価基準】

目標達成の基準として、10症例以上経験していることが必要。指導歯科医が行動目標に沿った内容で研修を行えたか確認する。

### (2) 総合診療計画

#### 【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

#### 【行動目標】

到達目標	研修内容	必要な症例数
①適切で十分な医療情報を収集する。	医療面接で聴取した内容をもとに、上級歯科医・指導歯科医の指導・監督のもとで、患者の診察を行い、医療情報を収集する。収集した情報をもとに診断および治療計画を行い、患者に説明する。	10
②基本的な診察・検査を実践する。		
③基本的な診察・検査の所見を判断する。		
④得られた情報から診断する。		

⑤適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。		
⑥十分な説明による患者の自己決定を確認する。		
⑦一口腔単位の治療計画を作成する。		

【研修歯科医の指導体制】

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで患者の総合診療計画を行う。

【症例数の数え方】

①～⑦までの行動目標が過不足なく含まれるものを1症例とする。

【修了判定の評価基準】

目標達成の基準として、10症例以上経験していることが必要。指導歯科医が行動目標に沿った内容で研修を行えたか確認する。

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

【行動目標】

到達目標	研修内容	必要な症例数
①基本的な予防法の手技を実施する。	基本的な予防法としてTBIを行う。基本的な治療は(5)高頻度治療に準じ、行った予防法、治療内容を医療記録として記載する。	2
②基本的な治療法の手技を実施する。		
③医療記録を適切に作成する。		
④医療記録を適切に管理する。		

【研修歯科医の指導体制】

①～④については上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで基本的な予防あるいは治療を行い、医療記録を記載する。

【症例数の数え方】

①および③④の行動目標が過不足なく含まれるものを1症例とする。

②については「(5)高頻度治療」に準ずる。

【修了判定の評価基準】

目標達成の基準として、3症例以上経験していることが必要。指導歯科医が行動目標に沿った内容で研修を行えたか確認する。

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

到達目標	研修内容	必要な症例数
①疼痛に対する基本的な治療を実践する。	1)疼痛の評価 2)原因の検索 3)除痛法の選択	5
②歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。	1)軟組織損傷の処置 2)歯の損傷の処置 3)顎骨骨折の診査・診断	
③修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。	1)脱離した修復物・補綴物の再装着 2)不適合義歯、破損義歯の調整、修理	

**【研修歯科医の指導体制】**

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで適切な処置を行う。

**【症例数の数え方】**

治療の流れを連続して経験した場合を1症例とする。

**【修了判定の評価基準】**

目標達成の基準として、5症例以上経験していることが必要。指導歯科医が行動目標に沿った内容で研修を行えたか確認する。

**(5) 高頻度治療****【一般目標】**

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

**【行動目標】**

到達目標	研修内容	必要な症例数
①齶蝕の基本的な治療を実践する。	1) レジン修復 2) インレー修復	2
②歯髄疾患の基本的な治療を実践する。	1) 抜髄処置 2) 感染根管処置	2
③歯周疾患の基本的な治療を実践する。	1) 歯周組織検査 2) スケーリング・ルートプレーニング 3) 再評価	5
④抜歯の基本的な処置を実践する。	1) 普通抜歯 2) 難抜歯 3) 埋伏抜歯	各15
⑤咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。	1) クラウン・ブリッジ 2) 部分床義歯 3) 全部床義歯	3

**【研修歯科医の指導体制】**

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで適切な処置を行う。

**【症例数の数え方】**

治療の流れを連続して経験した場合を1症例とする。

**【修了判定の評価基準】**

目標達成の基準として、設定した必要症例を経験していることが必要。また①～⑤において各1症例のケースレポートを提出する。指導歯科医が行動目標に沿った内容で研修を行えたか確認する。

**(6) 医療管理・地域医療****【一般目標】**

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

**【行動目標】**

到達目標	研修内容	必要な症例数
①保険診療を実践する。	保険診療関連資料を熟読し、その内容に沿った保険診療の実施	1
②チーム医療を実践する。	病棟カンファレンス、多職種カンファレンス、摂食嚥下チーム、NST への参加	5

③地域医療に参画する。	砺波市健康センターでの検診等	1
-------------	----------------	---

**【研修歯科医の指導体制】**

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医の監督・指導のもとで実施する。

**【症例数の数え方】**

治療の流れを連続して経験した場合を1症例とする。

**【修了判定の評価基準】**

目標達成の基準として、設定した必要症例を経験していることが必要。また①において1症例のケースレポートを提出する。指導歯科医が行動目標に沿った内容で研修を行えたか確認する。

## Ⅱ. 《基本習得コースの研修》

**[一般目標]**

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

**(1) 救急処置**

**【一般目標】**

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

**【行動目標】**

到達目標	研修内容	必要な症例数
①バイタルサインを観察し、異常を評価する。	有病者あるいは入院患者のバイタルサインを観察し、異常を評価する。	10
②服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。	有病者あるいは入院患者の服用薬剤を把握し、歯科診療に関連する副作用を説明する。	
③全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。	有病者あるいは入院患者の全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。	
④歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。	有病者あるいは入院患者の歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。	
⑤一次救命処置を実践する。	講習会への参加	1回
⑥二次救命処置の対処法を説明する。		

**【研修歯科医の指導体制】**

①～④については上級歯科医・指導歯科医の監督・指導のもとで実施する。

⑤～⑥については上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医の院内講習会への参加を義務付け、それを補助する。

**【症例数の数え方】**

①～④各々において経験した場合1症例とする。

**【修了判定の評価基準】**

①～④については目標達成の基準として10症例以上経験していることが必要、ただし、①～④を各1症例以上含むものとする。また②③において1症例のケースレポートを提出する。指導歯科医が行動目標に沿った内容で研修を行えたか確認する。

⑤～⑥については修了証の写しを提出し、指導歯科医はこれを確認する。

**(2) 医療安全・感染予防**

**【一般目標】**

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

**【行動目標】**

到達目標	研修内容	必要な症例数
①医療安全対策を説明する。	院内医療安全管理室あるいは院内感染対策室の主催する講習会に参加。歯科治療における院内感染対策を実施する。	2回
②アクシデント及びヒヤリハットを説明する。		
③医療過誤について説明する。		
④院内感染対策(Standard Precautionsを含む。)を説明する。		
⑤院内感染対策を実践する。		

**【研修歯科医の指導体制】**

①～④については上級歯科医・指導歯科医は研修歯科医の各講習会への参加を義務付け、それを補助する。

⑤については日常臨床の中でこれを実践する。

**【症例数の数え方】**

院内医療安全管理室あるいは院内感染対策室の主催する講習会に参加する。院内規則に則った歯科治療における院内感染対策を実施する。

**【修了判定の評価基準】**

①～⑤については各講習会へ参加し、指導歯科医の監督のもとで口頭での説明を行う。指導歯科医はこれを確認する。

(3)経過評価管理

**【一般目標】**

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

**【行動目標】**

到達目標	研修内容	必要な症例数
①リコールシステムの重要性を説明する。	患者にリコールの必要性を説明し、行った治療の評価を行う。予測される予後を患者に説明する。	2
②治療の結果を評価する。		
③予後を推測する。		

**【研修歯科医の指導体制】**

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで適切な診療を行う。

**【症例数の数え方】**

①～③までの流れを連続して経験した場合を1症例とする。

**【修了判定の評価基準】**

目標達成の基準として2症例以上を経験していることが必要。指導歯科医が行動目標に沿った内容で研修を行えたか確認する。

(4)予防・治療技術

**【一般目標】**

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

**【行動目標】**

到達目標	研修内容	必要な症例数
①専門的な分野の情報を収集する。	1) 周術期口腔機能管理 2) 入院患者の情報を収集して、治療計画を立案し、必要な治療を行う。	2
②専門的な分野を体験する。		
③POS(Problem oriented System)に基づいた医療を説明する。	SOAPに則った診療録を作成する。	1
④EBM(Evidence Based Medicine)に基づいた医療を説明する。	症例検討会への参加	

**【研修歯科医の指導体制】**

①～③については上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで適切な診療を行う。

**【症例数の数え方】**

①②の流れを連続して経験し、それに基づいた③を実施した場合を1症例とする。

**【修了判定の評価基準】**

①～③については目標達成の基準として2症例以上を経験していることが必要。また1症例のケースレポートを提出する。指導歯科医が行動目標に沿った内容で研修を行えたか確認する。

**(5) 医療管理****【一般目標】**

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

**【行動目標】**

到達目標	研修内容	必要な症例数
①歯科医療機関の経営管理を説明する。	文献・インターネット検索を行う。	各1
②常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。		
③適切な放射線管理を実践する。	ルクセルバッチの適正使用とその意義を理解する。	
④医療廃棄物を適切に処理する。	医療廃棄物の分別と適正な廃棄処理を実施する。	

**【研修歯科医の指導体制】**

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に実践させ、確認する。

**【症例数の数え方】**

①～④について各々1症例とする。

**【修了判定の評価基準】**

目標達成の基準として指導歯科医が内容について指導・監督し、確認する。

**(6) 地域医療****【一般目標】**

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

**【行動目標】**

到達目標	研修内容	必要な症例数
①地域歯科保健活動を説明する。	乳幼児健診の見学	各1
②歯科訪問診療を説明する。	地域医療講演会の参加	
③歯科訪問診療を体験する。		
④医療連携を説明する。	研修協力施設での検診、指導	

**【研修歯科医の指導体制】**

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に実践させ、確認する。

**【症例数の数え方】**

①④については上級歯科医・指導歯科医は研修歯科医の参加を義務付け、それを補助する。

②③については可能な限り行うものとし、当該患者がいない場合は義務としない。

**【修了判定の評価基準】**

①④については上級歯科医・指導歯科医は参加を確認する。ケースレポートを提出し、指導歯科医はこれを確認する。



**市立砺波総合病院**